

【『アイデアものづくり実現市場』会員規約（ものづくり支援企業用）】

第1条（目的）

当市場は、様々なものづくりに関するアイデア所有者がその所有するアイデアを実現するための仕組みを提供することを目的とするものです。

具体的には、アイデア所有者とアイデアの探索と事業化を目指す企業とのマッチングの機会及び人材、金融、戦略その他各種の支援を提供する法人または個人とのさらなるマッチングの機会を提供するものです。

第2条（定義）

本規約にて使用する名称・呼称の定義は、以下のとおりとします。

① アイデア所有者

ものづくり全般に関する独自のアイデア（特許権、実用新案、その他の工業所有権等の登録手続の有無を問いません）を所有する個人で、当市場の提供するサービスを希望される方を「アイデア所有者」といい、当市場の会員登録を完了したアイデア保有者を「アイデア会員」といいます。

② アイデア事業化企業

当市場を通じて、アイデア会員の所有する様々なアイデアを、所有者とともにまたは所有者に代わり、自らが事業者として事業化の実現を目指す企業（法人・個人を問いません）を「アイデア事業化企業」といい、当市場の会員登録を完了したアイデア事業化企業を「事業化会員」といいます。

③ ものづくり支援機構

アイデア会員または事業化会員がアイデア会員の所有するアイデアの事業化を図る際に、その希望に応じて、当市場を通じ、試作品の製造、金型の製作、商品の受託製造等の支援を行う企業（「ものづくり支援企業」といいます）を総称して「ものづくり支援機構」といい、ものづくり支援機構を構成するために必要な当市場への登録を完了したものづくり支援企業を「支援会員」といいます。

④ 各種支援コンサルタント

アイデア会員または事業化会員がアイデア会員の所有するアイデアの事業化を図る際に、その希望に応じて、当市場を通じ、経営、金融、権利保全その他に関する各種コンサルティング等の支援を行う企業会計、税務、金融、法務、人事その他の専門家を総称して「各種支援コンサルタント」といいます。

⑤ 販売支援パートナー

アイデア会員または事業化会員に対して、当市場を通じて、新規事業化可能なアイデアの探索、同アイデア事業化の提案、開発商品の販売ルート構築等の支援を行う個人を「販売支援パートナー」といい、当市場の会員登録を完了した販売支援パートナーを「販売支援会員」と

います。

⑥ 運営者

当市場のウェブサイト運営するとともに、当市場の提供するサービスに応じた保有者会員、事業化会員、支援会員各相互の業務提携その他の契約関係の締結の仲立ちをする株式会社リーテックを「運営者」といいます。

第3条（サービス内容）

当市場が支援会員に提供するサービスは、当市場を通じてアイデアの事業化を目指すアイデア会員または事業化会員の希望する支援策に応じて、当該各会員との間で業務委託、業務提携、コンサルティングその他必要な契約の締結を仲介を行うものです。

第4条（会員登録）

ものづくり支援企業が、当市場の提供する前条記載のサービスを希望する場合には、まず、当市場の会員規約に従って、会員登録を完了するものとします。

- 2 当市場への会員登録は、当市場が運用するサイト（以下「サイト」といいます。 サイト名：アドレス： ）を通じて必要事項を登録した上、第7条に規定する会費の支払を完了した後、当市場より会員番号とともに登録完了通知が到達した時点で完了するものとします。

第5条（登録資格）

当市場への会員登録は、法人・個人を問わずどなたでも可能です。

第6条（登録期間及びその更新）

当市場への会員登録期間は原則1年間とします。

但し、アイデア会員が登録期間の延長を御希望される場合には、登録期間の満了までに、サイトを通じて当市場所定の更新手続を完了した上、会費の支払を完了することにより、更に1年間更新することができます。

第7条（会費）

当市場への会員登録に際して必要となる会費は、年間5万円とします。

- 2 支援会員がすでに支払済みの会費については、第14条又は第15条に基づき中途退会の場合においても、退会理由の如何を問わず返還しません。

第8条（誓約書の作成等）

支援会員が、アイデア会員または事業化会員に対する業務受託、業務提携等の支援を行うに際しては、当該支援活動を通じて知り得るアイデアの情報につき、次の各号に規定する内容を承認する

とともに、次の各号の規定を内容とする誓約書を作成するものとします。

- ① 知り得たアイデアをアイデア会員、事業化会員及び運営者の承諾なく他に漏洩しないこと
- ② 知り得たアイデア自体またはそのアイデアを利用して考案した発明その他のアイデアにつき、自身を権利者とする特許その他の工業所有権の登録等を行わないこと
- ③ 支援会員が、知り得たアイデアの所有者が将来そのアイデアに関する特許その他の工業所有権登録等の手続を行う障害となるような特許その他の工業所有権登録等の手続を行った場合には、前項に違反したものとみなし、直ちに、当該手続の取り下げ等を行うとともに、それにより当該アイデア所有者の被った損害を賠償すること
- ④ アイデア会員または事業化会員との間の業務受託、業務提携等の支援に関する交渉等は、必ず運営者を通じて行うこと

第9条（報酬等）

支援会員が、第3条に規定するサービスの利用を利用した結果、一定の成果を得られた場合には、別途定めるところにより、成功報酬を運営者に支払うものとします。

第10条（禁止行為）

支援会員が、アイデア会員または事業化会員との間で業務委託、業務提携等の支援に関する契約の締結に向けた交渉等を行うには、必ず運営者を通じて行うものとします。

- 2 前項に違反した場合には、運営者は、支援会員が運営者に無断で行った各種支援行為により得た利益を前提として、前条に規定する報酬を請求できるものとします。

第11条（個人情報の取り扱い）

当市場への会員登録を完了した支援会員の個人情報の取り扱いは、別紙個人情報取扱規定のとおりとします。

第12条（秘密保持）

支援会員は、当市場の各種サービスを通じて知り得たアイデア会員、事業化会員、他の支援会員、各種支援コンサルタント、販売支援会員、運営者その他関係者の秘密を無断で第三者に漏らしてはならないものとし、当市場から退会した後も同様とします。

第13条（免責）

当市場は、支援会員に対し、当市場に登録したアイデア会員または事業化会員との業務受託、業務提携等の機会を提供するものであり、業務受託・業務提携契約の締結その他の一定の成果を保証するものではありません。

- 2 当市場及び運営者は、支援会員が、当市場及び運営者の提供する各種サービスを利用した結果について、運営者の明確な過失に基づく場合を除き、何らの責任も負担するものではありません。

3 支援会員が、当市場を通じて、アイデア会員または事業化会員とともに目指したアイデアの商品化、事業化等に関する結果に関し、当該アイデア会員または当該事業化会員の事情に基づくものに関しては、当市場及び運営者は何ら責任を負いません。

4 支援会員が、アイデア会員との間で、当該会員の所有するアイデアの不正利用、秘密の漏洩、その他の債務不履行等に基づく紛争が発生した場合には、全て支援会員の名と責任において処理し、当市場及び運営者は何らの責任も負担しないものとします。

支援会員が、事業化会員との間で、当該会員の秘密の漏洩その他の債務不履行等に基づく紛争が発生した場合においても、同様とします。

第 14 条（登録の抹消）

当市場の支援会員が、当会員規約に違反した場合には、登録抹消予告通知を当該会員に送付した上、その登録を抹消することができるものとします。

第 15 条（退 会）

当市場への会員登録を完了した支援会員が以下の各号の一に該当する場合には、同各号に規定する時期に当市場から退会したものとします。

- ① 登録期間の更新をしないまま登録期間が満了した場合には、登録期間満了時
- ② 登録期間満前に退会を希望する場合には、退会手続完了時
- ③ 前条により、会員登録を抹消された場合には、会員登録の抹消手続完了時

2 支援会員が、前項第 2 号による途中退会を希望する場合には、サイトを通じて運営者宛に申し出を行い、その承認を得るものとします。

第 16 条（規約の変更）

当規約が新たなサービスの追加その他の事情の変更により、変更する必要がある場合には、変更内容、変更の効力発生時等についてサイト上に掲示するものとします。

この場合には、サイト上に掲示した効力発生時点より、規約変更の効力が発生するものとします。